

陸前高田都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田西地区）の決定（陸前高田市決定）

都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田西地区）を次のように決定する。

名 称		一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田西地区）					
位 置		陸前高田市高田町字栃ヶ沢、字鳴石、竹駒町字相川					
面 積		約 9.6 ha					
及住宅施設、特定業務施設及び公益的施設	住宅施設	約 2.3 ha	備考	災害公営住宅等を配置する。			
	特定業務施設	—					
	公益的施設	約 2.6 ha		消防署、警察署、コミュニティセンター、多目的広場を配置する。			
	公共施設	道路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
			地区内幹線道路	(仮) 高田西1 4-1号線	14m	約 289m	
			幅員6~9.5mの区画道路を適宜配置する。				
	公園及び緑地	種 別	名 称	面 積	備 考		
			街区公園	(仮) 栃ヶ沢街区公園	約 0.4 ha		
			住環境の保全とコミュニティ形成に配慮して、住宅用地と公益的施設用地の間に公園を配置する。 地区周辺部に森林を保全するとともに、法面緑化により緑地として整備する。				
	その他の公共施設	下水道 ①雨水：地区内に調整池を整備し、流出量を調整して滝の里沢川に放流する。 ②汚水：陸前高田市公共下水道に接続する。					
上水道 陸前高田市水道により区域全体に給水する。							
小計		約 4.7 ha					
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度		30 m以下					
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度		20 / 10 以下					
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		6 / 10 以下					
「区域、住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示の通り」							
理由 本市の中心部であった高田町地区は、東日本大震災による津波被害により住宅、公益施設、業務施設の大部分が流出したため、当地区の早期の復興が全市的に必要である。 このことから、津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる、防災機能、居住機能を有した市街地を形成するため、被災時の初動体制の中心となる消防署、警察署、避難所となるコミュニティセンター、仮設住宅の建設地となる多目的広場、居住機能を分担する公営住宅を本案のように決定する。							